6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の 員数が基準に満た ない場合	注 身体拘束廃止未 実施減算	注 入居継続支援加 算	注 生活機能向上連 携加算	注 個別機能訓練 加算	注 夜間看護体制 加算	注 若年性認知症入 居者受入加算	注 医療機関連携 加算	注 口腔衛生管理体 制加算	注 栄養スクリーニン グ加算	
要介護!(5.35 単位) 女 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき) 要介護 (670 単位) 東介護 (734 単位) 要介護 (734 単位) 要介護 (802 単位)		×70/100	- 54単位 - 60単位 - 67単位 - 73単位 - 80単位	1日につき +36単位	1月につき +200単位 ただし、個別機 能訓練の算を算 定している場合 は、1月につき + 100単位	1日につき + 12単位	1日につき +10単位	1日につき + 120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1回につき +5単位 (6月に1回を 限度)	
要介護1 (535 単位) 要介護2 (607 単位) 日期利用地域密普型特定施設入居者生活介護費(1日につき) 要介護3 (773 単位) 要介護4 (774 単位) 要介護5 (802 単位)		×70/100					1日につき +10単位	1日につき + 120単位				
バ 退院・退所時連携加算(イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)												
 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定) 	(1) 死亡日以前4日以上30日以 (2) 死亡日以前2日又は3日	下 (1日につき 144単位を加算) (1日につき 680単位を加算)										
	(3) 死亡日	(1日につき 1,280単位を加算)										
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算() (2) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 3単位を加算)										
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算((2) サービス提供体制強化加算((3) サービス提供体制強化加算((4) サービス提供体制強化加算()イ (1日につき 18単位を加算))ロ (1日につき 12単位を加算)) (1日につき 6単位を加算)										
ト 介護職員処遇改善加算	(4) 介護職員処遇改善加算() (1 (5) 介護職員処遇改善加算()		注 所定単位は、イからイ	へまでにより算定した4	単位数の合計							
チ 介護職員等特定処遇改善 加算	(2) 介護職員等特定処遇改善加	き + 所定単位×18/1000)	注 所定単位は、イからへ	へまでにより算定した4	単位数の合計							

短期利用地域密着型特定施設人居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。